(9) 心理療法士		二～八 （略）	九 削除
	(10) 看護師	（略）	
	一	（略）	

		二～八 （略）	九 国立児童自立支援施設
	（略）	（略）	
	(1) 寮長として児童と起居を共にする職員（(2)に掲げる者を除く。）	四	
	(2) 寮長として児童と起居を共にする職員（課長に限る。）	三	
	(3) 教育及び指導に直接従事することを本務とする職員（(1)、(2)及び(6)に掲げる者を除く。）		
	(4) 医師（(1)、(2)及び(8)に掲げる者を除く。）		
	(5) 副寮長	二	
	(6) 調査課長、教務課長、研修課長及び養成課長（(2)に掲げる者を除く。）		
	(7) 教育及び指導に直接従事することを常例とする職員（人事院の定める者に限る。）		
	(8) 医師（(2)に掲げる者以外の課長に限る。）		
	(9) 心理療法士		